

定 款

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2023 年 5 月 23 日 最終改正

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、スター・マイカ・ホールディングス株式会社と称し、英文では Star Mica Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 不動産の賃貸
2. 不動産の保守、管理及び利用
3. 不動産の売買及び仲介
4. 信託受益権の保有及び売買
5. 不動産の鑑定業務、鑑定システムの研究、開発
6. 建築物の設計、施工及び工事監理
7. 住宅の増改築、建替え、リフォーム及び住宅のクリーニング業
8. 不動産に関するコンサルティング
9. 経営コンサルティング
10. 出版業
11. 講演会、セミナー、シンポジウム等の企画、開催、運営
12. 著作権、出版権、翻訳権等の知的所有権の管理、売買、賃貸
13. 市場調査、広告宣伝に関する業務
14. 資産運用に関するコンサルティング
15. 金融商品取引法で規定する第二種金融商品取引業
16. 有価証券の投資及び運用
17. 貸金業
18. 債権の売買
19. 生命保険の募集に関する業務
20. 損害保険の代理業
21. 国内外の各種企業及び各種事業への投融資及び出資
22. 投資事業組合、投資事業有限責任組合等への投融資、出資及びその運営
23. 投資顧問業
24. 建築工事及び設備工事の企画、設計、施工、監理、保守、請負並びに建築資材の販売
25. 家具、インテリア用品、住宅設備機器及び家庭用電気製品の企画、制作、販売及び輸出入

26. マンション管理業
 27. 不動産等の資産に対する投資計画の企画、立案及びその実施
 28. 生命保険の募集に関する業務
 29. 各種情報サービス業務
 30. 情報処理及び情報提供サービス業務
 31. インターネット等の情報ネットワークを利用したコンテンツの企画、製作、運用及び保守
 32. インターネット等の情報ネットワークを利用した広告事業
 33. 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業に関する業務
 34. 前各号に附帯又は関連する一切の事業
 35. 前各号に掲げる事業以外の一切の事業
- 2 当社は、前項に加え、次の事業を営むことを目的とする。
1. 当社のグループ会社の IT に関するコンサルティング業務
 2. 当社のグループ会社の市場調査、広告宣伝に関する支援業務
 3. 有価証券の保有及び運用
 4. 前項各号に掲げる一切の事業
 5. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、84,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、7名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である者を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の取締役（監査等委員である者を除く。）の選任決議が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 5 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 6 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 取締役会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第27条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員）

第31条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。なお、執行役員の選任、業務執行等については、取締役会において定める執行役員規程による。

第5章 会計監査人

（選任方法）

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上